

政法第4086号
答申第476号
平成29年3月22日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会
委員長 荘司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成27年9月3日付け建不第335号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

諮問第587号

平成27年8月5日付けで異議申立人から提起された、平成27年6月10日付け
建不第191号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成27年5月25日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第5条に基づき、実施機関に対し、行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

「〇〇〇〇株式会社を請負人とする平成25年施工の米軍座間キャンプのゴルフショップ工事に関し、一次下請である〇〇〇〇株式会社の二次下請への請負代金未払がある件で、〇〇〇〇に対し建設業法41条2項又は同条3項に基づく勧告がなされたかを証する文書」（以下「本件請求文書」という。）

3 特定した対象文書

実施機関は本件請求について、条例第11条の規定により当該行政文書の存否を明らかにしないで本件請求を拒否した。

4 実施機関による決定

平成27年6月10日付け建不第191号による行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）

5 異議申立て

異議申立人は本件決定を不服とし、平成27年8月5日付けで異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件決定の取り消しを求める。

2 異議申立ての理由

本件決定は、条例第11条に該当するとし、その理由として、「開示請求に係る文書の存否を答えること自体が、特定業者が勧告を受けたかどうかを明らかにす

ることになり、条例第8条第3号（不開示とする法人情報）により保護しようとする権利利益を侵害するため、当該文書の存否を答えることができない」ことを挙げている。

上記決定は、特定建設業者の利益と被害者の利益の高低を見誤っていることに根本的な問題がある。

そもそも建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第41条第2項及び第3項の趣旨は、二次下請業者の未払による被害に関し、請負人に対する被害者への立替払等の勧告をなすことにより、当該被害者を保護することにある。勧告を受けていたことが明らかになっても特定建設業者に不利益になることはない。

法の勧告があった場合、特定建設業者に対し、かかる勧告に従うよう求めているのであるから、それを被害者が知り、それを促す行動をとったとしても、法の趣旨に反するものではない。請負人の保護される利益を被害者の利益の上位におくのは相当とはいえない。

また、被害者が当該勧告の内容を探知できなければ、当該請負人に対し勧告に従うよう働きかけもできない一方、請負人は勧告の有無を被害者に知らせないまま立替払を懈怠し続けることも生じやすくなり、当該勧告の意味がなくなってしまう。

3 意見書による主張要旨

異議申立人は、開示しない場合の一般的弊害を主張しているのであり、個別事情を考慮しないという実施機関の反論は的外れである。

行政指導を行ったということは指導が必要な不適切な行為を行ったことに他ならない。憶測どころか不適切な行為は事実なのであるから、当該情報が公開されることによる当該建設会社の受ける不利益など考慮すべきではない。

公正な競争のためには、当該業者の過去の行状についての正確な情報が得られる状況の方が発注者にとってメリットが大きいことは明らかである。勧告の有無を秘匿できるとすれば、不良業者が行政処分による問題が明るみになるまで、結果的に被害が拡大することにもなる。

第4 実施機関の説明要旨

1 不開示の理由について

本件請求文書の存在が明らかになると、仮に当該文書の内容を不開示とした場合であっても、法第41条第2項又は第3項に基づく勧告を行っていた事実を明らかにすることとなり、工事発注者と受注者とが互いに厳しく選別しあっ

ている建設市場において、当該建設業者がその業務に関し何かしらの不適切な行為を行ったのではないかとの憶測を呼び、当該建設業者の社会的信用を低下させ、取引の相手方から忌避される等、当該建設業者の正当な利益又は競争上の地位を害するおそれがある。

また、不存在を理由に不開示とすると、本件請求文書が存在するときのみ存否応答拒否することになって、結果的に文書の存在を推認させ、条例第11条の趣旨を没却する。

このため、条例第11条を適用する必要がある。

2 条例第8条第3号イ該当性について

法第41条第2項及び第3項は、特定建設業者が発注者から直接請け負った工事について、その下請業者が労働者に対する賃金の支払い遅延等が発生した場合、そのうち適正と認められる額の立替払をするよう特定建設業者に対し行政庁が勧告できる規定である。

当該勧告を行ったという事実が明らかになると、工事発注者と受注者とが互いに選別し合っている建設市場において、取引の相手方から忌避される等、当該建設業者の正当な利益または競争上の地位を害するおそれがある。

3 異議申立ての理由に対する実施機関の考え

条例で定める情報公開制度は、何人に対しても等しく開示請求権を認めるものであるため、仮に異議申立人が当該工事における被害者であったとしても、そのことが開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

法において、許可の取消処分や営業停止処分が行われた場合、当該建設業者と新たに取引関係に入ろうとしている者に処分に関する情報を提供するという趣旨から、その内容を公告することとされているが、法第41条に基づく指導、勧告等の行政指導については、その内容等について公開とする規定はなく、行政指導を受けた事実については当該法人のみが知る内部情報である。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定の妥当性について

(1) 条例第8条第3号イ該当性について

ア 法第41条第2項及び第3項の趣旨は、同条第2項は下請業者による賃金不払等が生じた場合について、同条第3項は下請業者に対する請負代金不払等が生じた場合について、それぞれ都道府県知事が、元請である特定建設業

者に立替払等の措置を講ずることを勧告できることを定めたものである。

イ また、同条第2項及び第3項の目的は、財政的、能力的に高い資質を有するとして監督官庁から許可された特定建設業者に対して、賃金不払等事件の解決の責任を負担させることにあり、下請業者の賃金不払等事件については、特定建設業者が起こしたわけではないことから、特定建設業者の責任は道義的であるといわれる。

しかし近年、下請である中小業者に対する工事代金の不払や、末端の建設業の従業者に対する賃金の不払という問題が社会的に増加している。

法第24条の6の規定は、元請である特定建設業者に対し、下請業者に対する指導責任を負わせている。すなわち、特定建設業者は、発注者から請け負った建設工事に参加しているすべての下請業者等が建設工事の施工に関し、法の規定や労働者の使用に関する法令等の規定に違反しないよう指導に努めるべき義務を課されている。

このような事実を勘案すれば、賃金不払事件の発生に、元請である特定建設業者の工事の遂行状況や法令遵守状況、下請業者に対する指導能力等に、何等かの原因があったのではないかとの推測も成り立つものである。

また、特定建設業者は、一般建設業者と違い、下請業者に発注できる額が高額であり、そのため、下請業者の法令遵守を徹底するため、①現場での法令遵守指導の実施、②下請業者の法令違反に対する是正指導の実施、③下請業者が是正しないときの許可行政庁への通知など、法や各種法令に基づく義務を多数負っている。

ウ このような状況で、法第41条第2項及び第3項による勧告（以下「本件勧告」という。）がなされたという情報が明らかになると、近時法令遵守の業務遂行が強く求められている建設業界において当該特定建設業者の資質や法令遵守能力等に疑念を抱き、当該特定建設業者の下請に入ることを忌避する業者が現れるおそれも否定できず、工事発注者と受注者とが互いに選別し合っている建設市場において、競争上の地位を害するおそれがあると認められる。

しかしながら一方で、本件勧告のような場合における下請業者の立場について考慮すると、公表が必要と認められる場合が存在することも否定できず、条例第8条第3号イに定める「正当な利益」との比較衡量が必要であることから、この点について以下検討する。

エ 千葉県が定めた「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」（以下「監督処分基準」という。）によれば、建設業者に対する監督処分は、「建設

工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進するという建設業法の目的を踏まえつつ、本基準に従い、当該不正行為等の内容・程度、社会的影響、情状等を総合的に勘案して行うものとする。」とされている。

そして、監督処分が行われた場合には、法第29条の5第1項による公告（営業停止処分及び許可の取消処分の公告）、同条第2項による建設業者監督処分簿（以下「処分簿」という。）による閲覧制度（指示処分以上の監督処分の閲覧簿の備え付け）、国土交通省ネガティブ情報等検索サイトによる公表（処分簿と同様の情報）により、被処分者である建設業者名等が公開されている。

オ 上記エの法令等による制度上の趣旨等を勘案すると、建設業者に対する処分やその公表は、建設業の健全な発展や取引先等第三者保護に係る利益と、当該建設業者が被る不利益との調整により行われているものといえる。

本件勧告の公開の是非について、上記観点から思料すると、①千葉県では監督処分は公表されているが行政指導である勧告について公表する制度及び慣例は未だ存在しない、②仮に下請業者に賃金不払等事件など法令等違反が発生した場合にあっては、監督処分基準により対処されるべきである、③本件勧告の下請業者については、上記エにより定められた各種の公表制度以外の手段でみだりに公表されない正当な利益を有する、などが考えられることから、本件勧告の情報は下請業者にとっても、条例第8条第3号イに該当するものと判断する。

(2) 条例第11条該当性について

本件開示請求は、特定の建設業者の名称を掲げてなされているものであり、本件請求文書が存在しているか否かを答えるだけで、上記で検討した不開示情報を開示することとなるため、実施機関が本件請求文書の存否を明らかにしないで、本件請求を拒否した本件決定は妥当である。

2 異議申立人の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

3 結論

以上のとおり、実施機関の本件決定は妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年9月3日	諮問書の受理
平成27年10月8日	実施機関の理由説明書の受理
平成27年11月16日	異議申立人から意見書の受理
平成29年2月27日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
鈴木 牧子	弁護士	部会長職務代理者
湊 弘美	弁護士	

(五十音順)